

高知県立高等学校授業料等免除取扱要綱施行細則

1 免除基準は、原則として次のとおりとする。

(R2. 4. 1～R5. 3. 31適用)

免 除 要 件		決定区分
生活保護世帯に属する者（高等学校等就学費のうち授業料等相当額について受給要件に該当しない者に限る）		全額免除
児童養護施設入所者		全額免除
保護者等の市町村民税の課税標準額が35万円未満である場合		半額免除
火災・風水害等による家屋等の半壊（半焼）以上の被害を受けた場合	保護者等の市町村民税の課税標準額が35万円以上の世帯	半額免除
特別の事情		
（1）家計が急変した場合	・保護者等の倒産・失業、同一生計者の病気・事故等による生活困窮であって、	
	保護者等のいずれもが障害・病気、老齢、家族介護等のため就労が著しく困難	全額免除
	保護者等のいずれもが障害・病気、老齢、家族介護等のため就労が制限されている	半額免除
	保護者等のいずれかが稼働能力があり、かつ、同一生計者に長期療養者（見込まれる者を含む）又は就学（園）者が2人以上いる	半額免除
	・保護者等の死亡、病気、事故による生活困窮であって、	
	保護者等のいずれもが障害・病気、老齢、家族介護等のため就労が著しく困難	全額免除
保護者等のいずれもが障害・病気、老齢、家族介護等のため就労が制限されている	半額免除	
保護者等のいずれかが稼働能力がある	半額免除	
（2）その他特に配慮が必要な場合		全額免除 半額免除

2 課税額区分の適用

要綱第4条第1項第2号に規定する市町村民税の課税標準額の適用については、生徒及び生徒の父母の課税標準額を合算した額により、免除の決定を行う。

ただし、父母等にかわって家計を支えている扶養義務者（民法第877条の規定により扶養義務を負う者）がある場合は、その者に係る課税標準額も合算する。主たる家計支持者であるかどうかは、「世帯構成員のうち最多収入の者であるか」「当該生徒を市町村民税算定上、扶養控除の対象にしているか」「当該生徒を健康保険等において扶養家族としているか」などにより、総合的に判断する。

3 学習に対する意欲についての判断

（1）学校長の意見書等により判断する。

（2）その原因が病気等特別な事情がある場合を除き、次に掲げる者については、原則として、免除の対象としない。

（ア）原級留置により進級できなかったため、同一学年を重ねて履修する者

（イ）単位制による課程に在籍する者にあつては、前年度において全日制の課程では年間24単位以上、多部制及び定時制の課程では年間18単位以上の単位を履修していない者。

（3）適用にあたっては、当該生徒の家庭環境等をも考慮したうえで判断する。

4 専攻科に在籍する生徒についての取扱い

高等学校の専攻科に在籍する生徒については、高知県公立高等学校修学支援事業（専攻科の生徒への修学支援）により、世帯の所得状況に応じて高等学校等専攻科修学支援金（以下、「専攻科支援金」という。）が支給される場合がある。

【専攻科支援金の支給対象及び支給額】（令和2年4月1日適用）

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

月額 9,900円

イ 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）

月額 4,950円

高等学校の専攻科に在籍する生徒については、専攻科支援金の受給と授業料免除を併用できることとし、この場合の免除決定については、当該生徒の専攻科支援金の認定状況を確認したうえで行うこととする。